

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年3月10日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定管理者の名称
札幌市屯田地区センター運営委員会
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地
札幌市屯田地区センター
札幌市北区屯田5条6丁目
- 3 管理を行わせる期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
 - (1) 施設の維持及び管理（別に定めるものとする。）
 - (2) 札幌市区民センター条例（昭和48年条例第49号。以下「条例」という。）
第3条各号に掲げる事業の計画及び実施
 - (3) 使用承認等に関すること。
 - (4) 上記業務に付随する業務
- 5 利用料金に関する事項
施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として收受させるものとし、その額は条例別表2に定める使用料の額と同額とする。